



熊本県公報

第13239号
令和5年(2023年)
6月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 5
- 令和5年二級建築士試験を施行する場所の変更…………… (建築課) 6
- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障がい者支援課) 6
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表…………… (環境立県推進課) 9
- 公共測量の終了…………… (監理課) 20

登 載 依 頼

- 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 20
- 熊本県環境影響評価審査会第一部会の開催…………… (環境影響評価審査会) 20
- 令和5年度(2023年度)第4回熊本県いじめ防止対策審議会を開催…………… (いじめ防止対策審議会) 21
- 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部交通規制課) 21
- 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 22
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 26
- 令和5年度第1回行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 26

告 示

熊本県告示第500号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大平眼科医院	八代市通町5-28	令和5年(2023年)3月31日
人吉記念病院	人吉市上青井町161	令和3年(2021年)5月31日
栗崎医院	玉名市横島町横島7329	令和5年(2023年)

		4月1日
宮崎クリニック	玉名市天水町小天6928-2	令和5年(2023年)3月31日
横手医院	山鹿市津留2086	令和5年(2023年)3月31日
国民健康保険宇城市民病院	宇城市松橋町豊福505番地	令和5年(2023年)2月28日
国民健康保険宇城市民診療所	宇城市松橋町豊福505番地	令和5年(2023年)3月31日
くまもと免疫統合医療クリニック	合志市竹迫2249-2	令和4年(2022年)8月31日
岡本内科・呼吸器内科クリニック	菊池郡大津町室213番地9	令和5年(2023年)3月31日
伊藤医院	八代郡氷川町網道1536	令和5年(2023年)3月31日
芦北町国民健康保険吉尾温泉診療所	葦北郡芦北町大字吉尾24番地4	令和5年(2023年)3月31日
芦北町国民健康保険吉尾温泉診療所大岩出張所	葦北郡芦北町大字大岩2614番地	令和5年(2023年)3月31日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
規矩歯科医院	天草市牛深町1522-9	令和5年(2023年)3月31日
三隅歯科医院	合志市幾久富1909-184	令和5年(2023年)3月31日
永田歯科医院	菊池郡大津町室539-12	令和5年(2023年)3月31日
上田歯科医院	八代郡氷川町宮原398-1	令和5年(2023年)3月13日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社南新町薬局	天草市南新町4番地13	令和5年(2023年)2月28日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護リハステーションらいと	天草市今釜新町3657-2	令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第501号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
人吉こころのホスピタル 人吉市下城本町1501	名称		令和5年(2023年)4月1日
	吉田病院	人吉こころのホスピタル	

熊本県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
高橋整形外科医院	荒尾市原万田815番地2	令和5年（2023年） 3月31日
木庭耳鼻咽喉科医院	菊池市大琳寺241-17	令和5年（2023年） 4月1日

熊本県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定な医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大平眼科医院	八代市通町5-28	令和5年（2023年） 4月1日
国民健康保険宇城市民診療所	宇城市松橋町豊福505番地	令和5年（2023年） 3月1日
くまもと免疫統合医療クリニック	合志市竹迫2249-2	令和4年（2022年） 9月1日
岡本内科・呼吸器内科クリニック	菊池郡大津町室213番地9	令和5年（2023年） 4月1日
いしだクリニック	阿蘇郡西原村大字小森3209-2	令和5年（2023年） 4月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
三隅歯科医院	合志市幾久富1909-184	令和5年（2023年） 4月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
南新町薬局	天草市南新町4-13	令和5年（2023年） 3月1日
海浜総合薬局 西原店	阿蘇郡西原村小森3209-3	令和5年（2023年） 4月1日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
一期一会訪問看護リハビリステーション	八代市西松江城町貳号8番2	令和5年（2023年） 4月1日
訪問看護ステーション YELL	八代市鏡町有佐230-1	令和5年（2023年） 4月13日
訪問看護ステーション とらいぶ	荒尾市万田443-1	令和5年（2023年） 5月1日

訪問看護ステーション Cruto玉名	玉名市中1195-1 1 -C	令和5年(2023年) 4月18日
精神科特化訪問看護ステーション Crutoココロ玉名	玉名市中1195-1 1 -D	令和5年(2023年) 4月18日
菊池中央病院訪問看護ステーション	菊池市隈府494番地	令和5年(2023年) 5月1日
訪問看護ステーション ここ	荒尾市宮内出目570番 地13	令和5年(2023年) 4月1日
訪問看護ステーション のぞみ	球磨郡錦町西825番地1 1 シャトレーポワリエIV A201	令和5年(2023年) 4月17日

熊本県告示第504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)6月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字根引 3836番1地先から 同所 3893番1地先まで	前	6.6 ～ 14.4	171.6	活力創出基盤交付金
			後	8.9 ～ 23.7		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)6月16日

熊本県告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)6月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字西谷 1106番2地先から 同所 1117番地先まで	前	5.5 ～ 21.6	236.4	災害防除
			後	5.5 ～ 35.6		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)6月16日

公 告

熊本県公告第390号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字礪原2045番3
411.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目5番7-201号ハーベストA棟
有働 幸紀

熊本県公告第391号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字田地433番1
669.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第392号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字土山2821番1、同2822番及び同2822番2
1,778.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区南町2番5号
令和工業開発株式会社

熊本県公告第393号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字南長嶺2000番302及び同2000番2793
1,751.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第394号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字馬場楠字屋敷354番1の一部
358.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字馬場楠22番地4
中村 ひとみ

熊本県公告第395号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長高嵩哲哉から令和5年(2023年)4月24日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年(2023年)6月7日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第396号

令和5年(2023年)2月28日熊本県公告第124号で公告した令和5年(2023年)二級建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (1) 学科の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号

熊本県公告第397号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和4年度(2022年度)下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数10,908人(うち児童・思春期932人)、1日平均90.9人で、前年度同期と比較すると、延人数では224人の減少、1日平均では1.9人の減少となっている。

また、入院患者については、延人数13,700人(うち児童・思春期142人)、1日平均75.3人、病床利用率50.2パーセント(稼働病床150床を基礎として算出。)で、前年度同期と比較すると、延人数では2,047人、1日平均では11.2人、病床利用率では7.5ポイントの減少となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況(カッコ内は児童・思春期)

(単位:人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	1,752 (159)	1,918 (151)	1,865 (173)	1,701 (141)	1,695 (144)	1,977 (164)	10,908 (932)
1日平均	87.6	95.9	93.3	89.5	89.2	89.9	90.9

② 入院患者の状況(カッコ内は児童・思春期)

(単位:人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	2,324 (9)	2,262 (30)	2,327 (13)	2,386 (31)	2,113 (28)	2,288 (31)	13,700 (142)
1日平均	75.0	75.4	75.1	77.0	75.5	73.8	75.3
利用率	50.0%	50.3%	50.0%	51.3%	50.3%	49.2%	50.2%

③ 入退院調

(単位:人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	18	14	14	23	14	13	96
退院者数	17	15	13	27	12	17	101
月末患者数	77	76	77	73	75	71	

④ 外来患者病名別調(延人数:患者それぞれの外来通院日数の合計)(単位:人)

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型	1	3	4	3	2	5	18
		血管性			1				1
		その他	2	1	1	2	1		7
	その他		12	14	13	13	12	16	80
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール		50	53	50	47	44	47	291
	覚醒剤								
	その他		25	21	27	24	27	31	155
統合失調症			723	742	745	681	739	843	4,473
気分（感情）障害			398	408	416	396	380	446	2,444
神経症性障害、ストレス関連障害等			223	228	239	230	205	254	1,379
生理的障害等			8	8	10	5	9	6	46
成人のパーソナリティ障害			3	5	3	2	4	4	21
知的障害（精神遅延）			44	35	35	43	39	48	244
心理的発達の障害			140	159	147	120	120	140	826
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			91	87	96	82	85	100	541
てんかん			10	11	6	7	10	6	50
その他			22	143	72	46	18	31	332
合計			1,752	1,918	1,865	1,701	1,695	1,977	10,908

⑤ 入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計）（単位：人）

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型	37	48	23	25	15	34	182
		血管性			7	2			9
		その他	12	22	8	11	9		62
	その他		31	16	7				54
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール				12	31	28	31	102
	覚醒剤								
	その他		111	120	124	126	112	136	729
統合失調症			1,532	1,461	1,593	1,606	1,403	1,494	9,089
気分（感情）障害			282	275	248	234	216	245	1,500
神経症性障害、ストレス関連障害等			38	37	31	31	28	32	197
生理的障害等			1		11	31	34	49	126
成人のパーソナリティ障害			31	30	31	31	28	31	182
知的障害（精神遅延）			45	66	71	72	33	31	318
心理的発達の障害			141	120	130	155	174	174	894
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害			62	47	31	31	28	31	230
てんかん									
その他			1	20			5		26
合計			2,324	2,262	2,327	2,386	2,113	2,288	13,700

(3) 職員の状況（単位：人）

職 種 別	R4(2022).3.31現在	R5(2023).3.31現在
医 師	5	3
医 療 技 術 職 員	11	10
看 護 師	76	76
事 務 職 員	16	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	109	106

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書 (令和4年(2022年)10月1日から令和5年(2023年)3月31日まで) (単位:円)

医業収益	292,261,390	
医業費用	988,557,476	
当期営業損失		696,296,086
医業外収益	850,957,217	
医業外費用	16,427,425	
当期営業外利益		834,529,792
当期経常利益		138,233,706
特別利益		0
特別損失		0
当期純利益		138,233,706

3 令和5年度(2023年度)の経営方針

- ・ 県民のための公的精神科医療機関としての使命を果たす。
- ・ 患者さんの権利を擁護し、患者さんとの相互協力のもとで、安心できる医療を実現する。
- ・ 患者さんの視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に取り組む。
- ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療を推進する。
- ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに取り組む。

4 令和5年度(2023年度)当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数 150床
 入院患者 35,770人(1日平均 98人)
 外来患者 26,730人(1日平均 110人)

(注) 平成20年(2008年)4月1日から許可病床200床のうち50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定 (単位:千円)

病院事業収益	1,726,586	医業収益	752,060
		医業外収益	974,526
病院事業費用	1,720,989	医業費用	1,692,324
		医業外費用	28,165
		予備費	500

(3) 資本的収入及び支出の予定 (単位：千円)

資本的収入	226,197	企業債	0
		一般会計負担金	226,197
資本的支出	401,176	建設改良費	38,348
		企業債償還金	357,828
		予備費	5,000

熊本県公告第398号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和4年度（2022年度）下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の令和4年度（2022年度）下半期（令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

本県の電気事業（7水力発電所、最大出力55,600キロワット）については、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「発電事業」として、九州電力株式会社と電力需給契約を締結し、電力の供給を実施している。

当期の供給電力量は、50,337,613キロワット時で、目標供給電力量55,591,000キロワット時に対し90.5パーセントの達成率となり、料金収入は、1,136,361,535円であった。目標供給電力量に対して供給電力量が減少した主な要因は、笠振発電所が令和4年台風14号により設備等に被害が発生し、令和4年（2022年）9月18日から令和5年（2023年）3月28日まで発電を停止したことが挙げられる。

笠振、菊鹿及び緑川第三発電所における契約料金については、基本料金及び従量料金による二部料金制となっている。市房第一及び市房第二発電所における契約料金については、いずれも令和2年度（2020年度）中に固定価格買取制度に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。

また、緑川第一及び緑川第二発電所についても、リニューアル工事が完了し、令和4年（2022年）11月から固定価格買取制度による電力供給を開始し、発電量に応じた完全従量制となっている。

(1) 電力の供給状況について

当期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

月	区分	水 力 発 電							全発電所計
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	菊 鹿	緑川第三	
10	目標(kWh)	2,493,000	557,000	4,658,000	2,782,000	297,000	260,000	130,000	11,177,000
	実績(kWh)	2,728,176	766,392	5,031,180	3,084,408	0	242,011	87,188	11,939,355
	達成率(%)	109.4	137.6	108.0	110.9	0.0	93.1	67.1	106.8
11	目標(kWh)	1,642,000	357,000	3,438,000	2,243,000	170,000	207,000	105,000	8,162,000
	実績(kWh)	1,430,832	300,474	3,261,540	1,845,168	0	188,839	87,475	7,114,328
	達成率(%)	87.1	84.2	94.9	82.3	0.0	91.2	83.3	87.2
12	目標(kWh)	1,607,000	335,000	3,462,000	2,259,000	147,000	189,000	111,000	8,110,000
	実績(kWh)	981,288	147,114	2,981,280	1,700,064	0	169,108	79,871	6,058,725
	達成率(%)	61.1	43.9	86.1	75.3	0.0	89.5	72.0	74.7
1	目標(kWh)	1,377,000	276,000	3,385,000	2,227,000	143,000	176,000	105,000	7,689,000
	実績(kWh)	1,501,008	330,204	3,974,220	2,241,192	0	172,272	89,927	8,308,823
	達成率(%)	109.0	119.6	117.4	100.6	0.0	97.9	85.6	108.1
2	目標(kWh)	1,683,000	373,000	3,634,000	2,347,000	227,000	182,000	128,000	8,574,000
	実績(kWh)	1,924,224	516,990	4,428,960	2,747,640	0	162,695	68,836	9,849,345
	達成率(%)	114.3	138.6	121.9	117.1	0.0	89.4	53.8	114.9
3	目標(kWh)	2,787,000	599,000	4,763,000	2,957,000	368,000	253,000	152,000	11,879,000
	実績(kWh)	999,768	138,774	3,511,140	2,146,224	25,661	148,715	96,755	7,067,037
	達成率(%)	35.9	23.2	73.7	72.6	7.0	58.8	63.7	59.5
計	目標(kWh)	11,589,000	2,497,000	23,340,000	14,815,000	1,352,000	1,267,000	731,000	55,591,000
	実績(kWh)	9,565,296	2,199,948	23,188,320	13,764,696	25,661	1,083,640	510,052	50,337,613
	達成率(%)	82.5	88.1	99.4	92.9	1.9	85.5	69.8	90.5

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

- ア 市房第一、市房第二、緑川第一及び緑川第二発電所※1
従量料金※2 1,071,910,533円(消費税及び地方消費税込み)
- ※1 緑川第一及び緑川第二発電所は11月以降分
- ※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に26.40円/kWhを乗じた額(1円未満切捨て)
- イ 緑川第一及び緑川第二発電所(令和4年(2022年)10月まで)
従量料金※ 26,781,440円(消費税及び地方消費税込み)
- ※各月の電力料金収入は、供給電力量に3円/kWhをそれぞれ乗じた額(1円未満切捨て)
- ウ 笠振、菊鹿及び緑川第三発電所
基本料金※1 29,387,000円
従量料金※2 4,858,059円
小 計 34,245,059円
消費税相当額 3,424,503円
合 計 37,669,562円

※1 月額4,896,000円×5(月)+4,907,000円

※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に3円/kWhを乗じた額

(3) 修繕及び改良工事等について

当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発 電 所 等	工 事 名	工 事 金 額 (円、税込)	工 期
緑川第一	(改良) 緑川第一発電所水車発電機等更新工事	2,594,572,272	H28.2.29 ~R4.10.14
緑川第二	(改良) 緑川第二発電所水車発電機等更新工事	1,703,010,996	H28.2.29 ~R4.11.28

緑川第一 緑川第二	緑川第一・第二発電所建築物その他改修工事	52,983,567	R4.2.4 ~R4.12.13
緑川第三	(改良) 緑川第三発電所自動制御装置等更新工事他合併	293,019,901	R3.2.15 ~R4.10.7
発電総合 管理所	(改良) 発電総合管理所集中監視制御システム更新工事	491,440,534	H30.1.24 ~R4.11.11

(4) 職員数について

令和4年度(2022年度)電気事業の職員数は、次のとおりである。

(令和5年(2023年)3月31日現在) (単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	17	0	1	18
	工務課	12	0	0	12
発 電 総 合 管 理 所		18	1	16	35
計		48	1	17	66

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

令和5年(2023年)3月17日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月17日

(熊本県公営企業管理規程第1号) 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月17日

(熊本県公営企業管理規程第2号) 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月17日

(熊本県公営企業管理規程第3号) 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月17日

(熊本県公営企業管理規程第4号) 熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月24日

(熊本県公営企業管理規程第5号) 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第6号) 熊本県職員記章規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第7号) 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程

令和5年(2023年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第8号) 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

(熊本県公営企業管理規程第9号)

2 経理の状況

令和4年度(2022年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表
令和5年(2023年)3月31日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	1,921,684,047	1,921,684,047
		営 業 外 収 益	35,396,298	35,396,298
2,226,735,740	2,226,737,104	営 業 費 用	1,364	
12,627,667	12,627,667	営 業 外 費 用		
1,346,428	1,346,428	特 別 損 失		
20,297,770,121	23,024,283,839	水 力 発 電 設 備	2,726,513,718	
	2,362,199,494	減価償却累計額(水力)	8,616,686,506	6,254,487,012
439,492,121	488,526,672	業 務 設 備	49,034,551	
	39,340,025	減価償却累計額(業務)	248,128,261	208,788,236
1,287,000	5,985,205,332	建 設 仮 勘 定	5,983,918,332	
	1,346,428	荒瀬ダム仮勘定	1,346,428	
21,548,491	21,548,491	事 業 外 固 定 資 産		
233,907,139	258,666,861	無 形 固 定 資 産	24,759,722	
	265,554,000	投 資 及 び 基 金	265,554,000	
2,138,784,892	8,827,004,692	現 金 預 金	6,688,219,800	
350,532,372	535,493,479	未 収 金	184,961,107	
	2,123	未 収 収 益	2,123	
265,554,000	265,554,000	短 期 投 資		
6,200,000	724,116,629	前 払 金	717,916,629	
	339,056,931	雑 流 動 資 産	339,056,931	
	662,992,973	未 払 金	725,429,132	62,436,159
	151,079,819	未 払 費 用	246,373,762	95,293,943
	230,459,523	預 り 金	249,321,463	18,861,940
	10,005,995	前 受 金	10,005,995	
	5,684,089	雑 流 動 負 債	5,684,089	
		資 本 金	5,178,625,311	5,178,625,311
	1,483,333	資 本 剰 余 金	8,499,645	7,016,312
	1,000,000,000	利 益 剰 余 金	1,380,772,563	380,772,563
	587,896,861	企 業 債 (固 定)	10,678,198,750	10,090,301,889
	71,948,059	退 職 給 付 引 当 金	693,320,117	621,372,058
	83,740,000	特 別 修 繕 引 当 金	339,446,250	255,706,250
	37,290,000	引 当 金 (流 動)	74,326,000	37,036,000
	586,537,747	企 業 債 (流 動)	1,174,434,608	587,896,861
	16,889,195	長 期 前 受 金	640,182,081	623,292,886
383,181,794	397,865,260	長期前受金収益化累計	14,683,466	
26,378,967,765	49,222,483,049	合 計	49,222,483,049	26,378,967,765

3 令和5年度(2023年度)経営方針
 「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
 主要発電所のリニューアル工事が、令和4年度(2022年度)にすべて完了し、今後は、固定価格買取制度の適用により安定的な電力料収入の確保を図る。
 また、令和4年度(2022年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般

会計へ繰り出す。

4	令和5年度(2023年度)予算の概要	
	令和5年度(2023年度)予算の概要は、次のとおりである。	
(1)	収益的収入及び支出	
	事業収益	3,865,856,000円
	(内訳)	
	営業収益	3,842,639,000円
	(うち電力料収入)	3,837,328,000円)
	営業外収益	23,217,000円
	事業費	2,537,105,000円
	(内訳)	
	営業費用	2,174,794,000円
	営業外費用	322,311,000円
	予備費	40,000,000円
	差引純利益	1,328,751,000円
(2)	資本的収入及び支出	
	資本的収入	302,554,000円
	(内訳)	
	他会計からの返還金	265,554,000円
	企業債	37,000,000円
	資本的支出	1,685,404,000円
	(内訳)	
	建設改良費	281,953,000円
	企業債償還金	587,897,000円
	他会計への繰出金	765,554,000円
	予備費	50,000,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の令和4年度(2022年度)下半期(令和4年(2022年)10月1日から令和5年(2023年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

工業用水道事業においては、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3つの工業用水道を運営している。

有明工業用水道の令和4年度(2022年度)下半期末時点における受水企業数は13社、累計契約水量は2,687,594立方メートルで、前年度同期に比べ、10,010立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は43.6パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は110,265,230円で、前年度同期の122,874,226円に対し、89.7パーセントとなった。

八代工業用水道の令和4年度(2022年度)下半期末時点における受水企業数は24社、累計契約水量は1,887,237立方メートルで、前年度同期に比べ、2,291立方メートル増加し、給水能力に対する契約率は38.0パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は65,092,849円で、前年度同期の64,522,862円に対し、100.9パーセントとなった。

苓北工業用水道の令和4年度(2022年度)下半期末時点における受水企業数は2社、累計契約水量は1,284,920立方メートルで、前年度同期と変わらず、給水能力に対する契約率は98.1パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は63,278,213円で、前年度同期の63,663,600円に対し、99.4パーセントとなった。

なお、有明及び八代工業用水道においては、経営改善策の一環として、令和3年(2021年)4月から20年間、コンセッション(公共施設等運営権)方式により民間事業者が運営を行う官民連携事業を実施している。

※コンセッション(公共施設等運営権)方式

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者が長期に安定して施設等の運営・維持管理を行うことで、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施する方法。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の当期各月の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道

給水能力：33,860 m³/日
 契約水量：14,767 m³/日(令和5年(2023年)3月31日現在)
 料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量(m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
---	-------	-------------------------	----------------------

10	13	457,777	19,243,691 [13,693,219]
11	13	443,010	18,218,717 [12,966,943]
12	13	457,777	18,624,468 [13,265,746]
1	13	457,777	18,590,808 [13,245,511]
2	13	413,476	16,791,698 [11,963,688]
3	13	457,777	18,795,848 [13,381,042]
計		2,687,594	110,265,230 [78,516,149]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）
八代工業用水道

給水能力：27,300 m³/日
 契約水量：10,362 m³/日（令和5年（2023年）3月31日現在）
 料金：基本使用水量35円/m³、超過使用水量70円/m³

月	受水企業数	契約水量（m ³ /月）	料金収入（円、消費税及び地方消費税込み）
10	25	321,563	11,122,817 [1,205,603]
11	25	311,190	10,718,796 [1,166,715]
12	25	321,563	11,253,024 [1,205,603]
1	25	321,563	11,131,331 [1,200,950]
2	24	290,136	9,965,268 [1,079,314]
3	24	321,222	10,901,613 [1,201,000]
計		1,887,237	65,092,849 [7,059,185]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額（内数）
苓北工業用水道

給水能力：7,200 m³/日
 契約水量：7,060 m³/日（令和5年（2023年）3月31日現在）
 料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量（m ³ /月）	料金収入（円、消費税及び地方消費税込み）
10	2	218,860	10,778,157
11	2	211,800	10,430,475
12	2	218,860	10,778,157
1	2	218,860	10,778,157
2	2	197,680	9,735,110
3	2	218,860	10,778,157
計		1,284,920	63,278,213

(2) 修繕及び改良工事等について
 当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
有明	該当なし		
八代	該当なし		
苓北	該当なし		

(3) 職員数について
 令和4年度（2022年度）工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。
 （令和5年（2023年）3月31日現在）（単位：人）

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計	
有明	本庁	総務経営課	2	0	0	2
		工務課	1	0	0	1
八代		0	0	0	0	
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	4	7	
計		5	1	4	10	

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

< 管 理 規 程 >

令和4年(2022年)11月22日

令和4年(2022年)12月27日

令和5年(2023年)3月17日

令和5年(2023年)3月17日

令和5年(2023年)3月17日

令和5年(2023年)3月17日

令和5年(2023年)3月17日

令和5年(2023年)3月24日

令和5年(2023年)3月31日

令和5年(2023年)3月31日

令和5年(2023年)3月31日

熊本県工業用水道供給規程の一部を
 改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第5号)
 熊本県工業用水道供給規程の一部を
 改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第6号)
 熊本県企業局会計規程の一部を改正
 する規程
 (熊本県公営企業管理規程第1号)
 熊本県企業局組織規程の一部を改正
 する規程
 (熊本県公営企業管理規程第2号)
 熊本県企業局職員の職の設置に関す
 る規程の一部を改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第3号)
 熊本県企業局職員就業規程の一部を
 改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第4号)
 熊本県企業局職員被服類貸与規程の
 一部を改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第5号)
 熊本県企業局事業用電気工作物保安
 規程の一部を改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第6号)
 熊本県職員記章規程の一部を改正す
 る規程
 (熊本県公営企業管理規程第7号)
 熊本県水資源対策会議設置規程の一
 部を改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第8号)
 熊本県行政文書管理規程の一部を改
 正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第9号)

2 経理の状況

令和4年度(2022年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

令和5年(2023年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	612,035,399	612,035,399
		営 業 外 収 益	319,602,777	319,602,777
		特 別 利 益	7,269,739	7,269,739
1,065,620,965	1,065,622,329	営 業 費 用	1,364	
26,614,761	26,614,761	営 業 外 費 用		
13,838,141,343	13,849,746,117	工 業 用 水 道 設 備	11,604,774	
240,163,949	243,119,909	建 設 仮 勘 定	2,955,960	
	8,515,339	減 価 償 却 累 計 額	7,152,520,261	7,144,004,922
9,986,125,916	10,275,373,968	無 形 固 定 資 産	289,248,052	
335,118,299	342,867,277	投 資 及 び 基 金	7,748,978	
1,784,512,328	5,188,011,525	現 金 預 金	3,403,499,197	
45,981,873	89,460,451	未 収 金	43,478,578	
14,863	17,410	未 収 収 益	2,547	
9,409,420	9,409,420	貯 蔵 品		
	15,361,600	前 払 金	15,361,600	
	69,444,806	雑 流 動 資 産	69,444,806	
	270,853,973	企 業 債 (固 定)	1,901,214,381	1,630,360,408
	300,740,910	他 会 計 借 入 金 (固 定)	12,628,994,285	12,328,253,375
	6,291,494	退 職 給 付 引 当 金	102,631,162	96,339,668
	3,175,000	修 繕 準 備 引 当 金	289,882,930	286,707,930
	30,013,000	特 別 修 繕 引 当 金	48,739,000	18,726,000
	186,192,661	未 払 金	361,800,453	175,607,792
	21,616,548	未 払 費 用	41,744,888	20,128,340
	63,721,962	預 り 金	64,300,343	578,381
	337,649,218	前 受 金	353,917,495	16,268,277
	4,109,000	賞 与 引 当 金	8,151,000	4,042,000
	4,408,000	修 繕 引 当 金	5,500,000	1,092,000
	768,000	法 定 福 利 費 引 当 金	1,524,000	756,000
		資 本 金	30,000	30,000
		資 本 剰 余 金	348,810,608	348,810,608
		利 益 剰 余 金 (- 欠 損 金)	-5,170,817,983	-5,170,817,983
	4,876,255	工 事 受 託 金	4,876,255	
	292,369,234	企 業 債 (流 動)	563,223,207	270,853,973
	300,740,910	他 会 計 借 入 金 (流 動)	601,481,820	300,740,910
	168,780,849	長 期 前 受 金	13,617,101,739	13,448,320,890
4,531,777,842	4,539,935,920	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	8,158,078	
	8,921,182	運 営 権 者 更 新 投 資	12,691,335	3,770,153
31,863,481,559	37,728,729,028	合 計	37,728,729,028	31,863,481,559

3 令和5年度(2023年度)経営方針

「熊本県企業局経営基本計画(第5期)」(令和2年度(2020年度)策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
 有明及び八代工業用水道については、令和3年(2021年)4月からコンセッション(公共施設等運営権)方式を導入しており、引き続き民間の技術力や経営ノウハウを活かした更新及び維持管理等の実施により、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでいく。

4 令和5年度(2023年度)予算の概要
 令和5年度(2023年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1)	収益的収入及び支出	
	事業収益	1,072,835,000円
	(内訳)	
	営業収益	730,038,000円
	営業外収益	342,797,000円
	事業費	1,261,460,000円
	(内訳)	
	営業費用	1,217,272,000円
	営業外費用	34,188,000円
	予備費	10,000,000円
	差引純損失	188,625,000円
(2)	資本的収入及び支出	
	資本的収入	904,599,000円
	(内訳)	
	企業債	183,000,000円
	長期借入金	472,692,000円
	工事受託金	134,300,000円
	補助金	106,858,000円
	会計内返還金	7,749,000円
	資本的支出	906,180,000円
	(内訳)	
	建設改良費	319,584,000円
	企業債償還金	270,855,000円
	長期借入金償還金	300,741,000円
	予備費	15,000,000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の令和4年度(2022年度)下半期(令和4年(2022年)10月1日から令和5年(2023年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有料駐車場事業においては、利用者サービスの向上等を図るため、平成28年度(2016年度)から熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度(※)に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

当期の熊本県営有料駐車場(安政町)の利用台数は、96,706台で、前年度同期比124.6パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場(新屋敷)の契約状況累計契約台数は202台で、前年度同期比108.0パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度

条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。

(1) 利用台数について

当期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

月	県営有料駐車場（安政町）			県営第二有料駐車場（新屋敷）		
	利用台数(台)		前年同期比 (%)	利用台数(台)		前年同期比 (%)
	令和4年度	令和3年度		令和4年度	令和3年度	
10	15,693	13,266	118.3	33	31	106.5
11	16,003	13,766	116.3	33	32	103.1
12	17,690	15,402	114.9	34	31	109.7
1	15,126	11,814	128.0	34	31	109.7
2	14,733	9,940	148.2	34	31	109.7
3	17,461	13,425	130.1	34	31	109.7
計	96,706	77,613	124.6	202	187	108.0

(2) 修繕及び改良工事等について
 当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
駐車場	該当なし		

(3) 職員数について
 令和4年度（2022年度）有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。
 （令和5年（2023年）3月31日現在）（単位：人）

区 分	職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本庁 総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について
 <条 例>
 な し

<管理規程>

令和5年（2023年）3月17日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第1号）
令和5年（2023年）3月17日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第2号）
令和5年（2023年）3月17日	熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第3号）
令和5年（2023年）3月17日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第4号）
令和5年（2023年）3月17日	熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第5号）
令和5年（2023年）3月31日	熊本県職員記章規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第7号）
令和5年（2023年）3月31日	熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第8号）
令和5年（2023年）3月31日	熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第9号）

2 経理の状況
 令和4年度（2022年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

令和5年(2023年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	106,820,803	106,820,803
		営 業 外 収 益	1,945,833	1,945,833
36,467,887	36,467,887	営 業 費 用		
4,650	4,650	営 業 外 費 用		
2,141,438,554	2,141,438,554	有 料 駐 車 場 設 備		
		減 価 償 却 累 計 額	732,017,729	732,017,729
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
748,531,111	3,411,301,368	現 金 預 金	2,662,770,257	
25,381,500	42,689,704	未 収 金	17,308,204	
12,739	15,286	未 収 収 益	2,547	
	183,052	雑 流 動 資 産	183,052	
		退 職 給 付 引 当 金	16,919,293	16,919,293
	2,370,000	未 払 金	2,720,800	350,800
	66,062	未 払 費 用	127,666	61,604
	754,134	預 り 金	1,187,194	433,060
	663,000	賞 与 引 当 金	1,322,000	659,000
	127,000	法 定 福 利 費 引 当 金	254,000	127,000
		資 本 金	1,788,765,757	1,788,765,757
		資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	88,574,000	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	369,720,401	281,146,401
		長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
51,925,592	51,925,592	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
3,003,910,133	5,776,728,389	合 計	5,776,728,389	3,003,910,133

3 令和5年度(2023年度)経営方針

「熊本県企業局経営基本計画(第5期)」(令和2年度(2020年度)策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。

有料駐車場事業においては、平成28年度(2016年度)から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間のノウハウを活かした適切な維持管理と安定的な経営、サービス向上に努める。

また、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組むほか、令和4年度(2022年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和5年度(2023年度)予算の概要

令和5年度(2023年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	116,030,000円
(内訳)	
営業収益	111,046,000円
営業外収益	4,984,000円
事業費	44,846,000円
(内訳)	
営業費用	36,846,000円
営業外費用	7,000,000円
予備費	1,000,000円
差引純利益	71,184,000円

(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	7,000,000円
(内訳)	
企業債	7,000,000円
資本的支出	84,013,000円
(内訳)	
建設改良費	34,013,000円
他会計への繰出金	50,000,000円

熊本県公告第399号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量、街区確定測量)	令和5年(2023年) 2月24日から 令和5年(2023年) 5月31日まで	荒尾市大島

登載依頼

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月16日

熊本県教育長 白石伸一

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立中学校の通学区域に関する規則(平成20年熊本県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。
第3条の次に次の1条を加える。
第4条 第2条の規定にかかわらず、必要がある場合には、特例を設けることができる。
附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会第一部会の会議を、次のとおり開催する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県環境影響評価審査会

- 開催日時
令和5年(2023年)6月23日(金)午前9時30分から午後0時まで
- 開催形式
会場:熊本県庁本館5階 審議会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1項)
オンライン形式:Cisco Webexを利用する。
- 審議内容
「(仮称)肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」について
- 傍聴者の定員
会場:10人
オンライン形式:200人
- 会場における傍聴手続
(1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2)傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3)傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- オンライン会議形式の傍聴手続
(1)傍聴希望者は、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」により、令和5年(2023年)6月20日(火)午後5時までに申し込みを行うこと。
(2)申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話096-333-2268

熊本県いじめ防止対策審議会公告第4号

令和5年度（2023年度）第4回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八ツ塚 一郎

- 開催日時
令和5年（2023年）6月21日（水）
午後6時から午後8時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

熊本県警察本部告示第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 競争入札に付する事項
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）7月5日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026

年) 3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)10月1日から令和7年(2025年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第37号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)6月16日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

自動車保管場所証明電子化システム賃貸借

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部交通部交通規制課管理第一係(熊本県庁警察棟2階)

郵便番号 862-8610 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 (内線5173)

ファックス番号 096-385-1184

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(4) 借入物品及び数量

自動車保管場所証明電子化システム賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和12年(2030年)3月31日(日)まで

(7) 借入期間

令和6年(2024年)4月1日(月)から令和12年(2030年)3月31日

(日)まで

(8) 納入期限

令和6年(2024年)3月31日(日)まで

(9) 納入場所

仕様書による。

(10) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(11) 入札金額

入札金額は、1月当たりの賃貸料(保守料込み)とする。見積りに当たっては、7月2月賃貸料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な事項

次の(1)から(6)まで定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のア

の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)7月5日(水)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器一覧を令和5年(2023年)7月3日(月)午後5時までの間に1(2)の発注・契約担当部局に提出し、審査を受け、機能等証明書技術審査結果通知書の交付を受けていること。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
アイ 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。

※ 役員等は、個人である場合はその業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)7月13日(木)午後5時まで

(4) 提出先
1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出

があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 仕様書等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)7月13日(木)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)7月27日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)7月26日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 令和5年(2023年)7月27日(木)午前10時
 - (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)7月26日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 - イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 - ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 - イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする

る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部交通規制課管理第一係

電話番号 096-381-0110（内線5173）

ファックス番号 096-385-1184

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased

Kit of Electronic System for Digitization of Automobile Storage Certificate

(2) Date and Place for tender

Date : July 27 2023, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

Traffic Management and Control Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(5173)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第36号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「東京事務所課長」を「東京事務所課長 五木村振興相談室長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

令和5年度（2023年度）第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和5年（2023年）6月16日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤 田 道 夫

- 1 開催日時
令和5年（2023年）6月23日（金）
午前10時から（1時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
(2) 廃棄保留文書の再整理について（報告）
(3) 熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則等の一部改正について（報告）
等
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）